



申請書等作成にあたっての留意事項（補足） （工事）

令和8年8月

中国地方整備局

港湾空港部

提案内容の作成にあたっては、提案の対象範囲について、明確な記載がなく全てに適用するのか又は部分的に適用するのか判断ができない提案は、評価が低くなる場合がありますので、ご留意願います。

○公告資料「技術提案説明書(様式-2) 技術提案の内容」より抜粋

注9)「技術提案の対象範囲」: 明確な記載がなく全てに適用するのか又は部分的に適用するのか判断ができない提案は、評価が低くなる場合がある。

○公告資料「補足資料 注意事項」より抜粋

技術提案に関する注意事項

②提出された技術提案の対象範囲について、明確な記載がなく全てに適用するのか又は部分的に適用するのか判断ができない提案は、評価が低くなる場合があります。

【例:(×)対象範囲は基礎捨石 → (○)対象範囲は全ての基礎捨石】